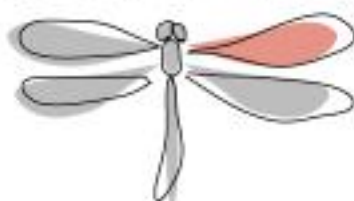


# GALERIE A BIENTÔT

## ギャラリー使用契約書



### ギャラリー使用について

#### 1. 使用目的

- (1) 当画廊は絵画・工芸美術等の作品展示場としてご使用できます。
- (2) お申し込み時に、作品資料を拝見させていただきます。作品内容により、ご希望にそえない場合もありますので、予めご承知置き下さい。

#### 2. 使用期間

- (1) 当画廊は、4月1日～11月30日の金曜日～月曜日（週4日）、11:00～17:00開館を原則とします。当画廊の都合により変更する場合は、速やかにご連絡します。
- (2) 1個あたりの使用期間は、原則1ヶ月とします。

#### 3. 使用料金

- (1) 1ヶ月126,000円とします。支払いは、お申し込み時に申込金として半額（63,000円5円）、使用開始日前日までに残額をお支払い下さい。
- (2) 申し込み完了後の使用者の都合による解約の場合は、事情の如何を問わず、申込金の返却はしません。

#### 4. 作品の搬入・搬出と管理・保全

- (1) 搬入は使用開始日前日の13:00～17:00、搬出は使用最終日の17:00～20:00とします。
- (2) 搬入から搬出までの期間の作品の盗難・火災・自然火災等の不慮の事故による紛失・損傷等の責任は、当画廊は負いません。但し、当画廊も誠意を持って、作品の管理・保全に努めます。

#### 5. 会場・設備

- (1) 作品の展示にあたっては、釘打ち・両面テープなどの汚損の原因となるようなもののご使用および造作・加工などによる変更は、お断りします。
- (2) 使用者およびその関係者による画廊設備の破損・損傷については、修理・購入等修復のための実費を負担いただきます。
- (3) 使用目的と異なる使用および使用権の賃貸・譲渡等は、お断りします。
- (4) 当画廊におけるパーティ、飲食等はご遠慮下さい。

#### 6. 案内状等

- (1) 案内状等は、使用者側でご準備下さい。
- (2) 案内状の内容は、当画廊に事前にお知らせ下さい。

#### 7. 作品の売却

使用期間中に展示作品を売却する場合は、作品販売価格の10%を申し受けます。

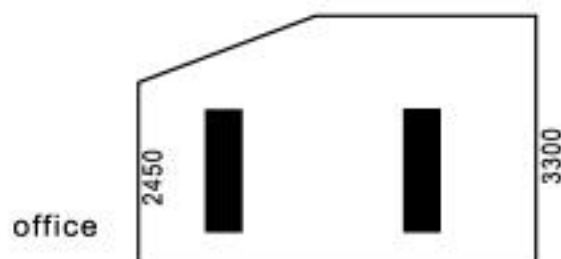
#### 8. その他

- (1) 当画廊内は禁煙です。
- (2) 使用規則違反の場合、直ちにご使用をお断りします。その場合、申込金等の返却はしません。
- (3) 上記「使用規則」に定めていない事項については、使用者と当画廊との協議で決めさせていただきます。

### ギャラリーアビアント

〒408-0041 山梨県北杜市小淵沢町上笹尾3332-1449  
TEL.0551-36-4678

床面積 約32㎡  
展示壁 約23.5m



立図図



平面図